

指導主事等派遣について

目的

学校等の教育活動を支援するために、要請に基づいて本センターの指導主事等を派遣する。

派遣先機関

国公立学校、市町村（組合）教委、教育関係機関、教育関係団体（教育協議会）

派遣内容

- ・教育相談、特別支援教育等
- ・情報教育、ICT活用 ※小・中学校(義務)の児童・生徒への学習指導に関するものは「学校訪問要請」から行う
- ・各教科・領域 ※小・中学校(義務)は別途要請（県教委指導主事による「学校訪問要請」から行う）

派遣期間

令和7年5月1日から令和8年2月27日までの間で、業務に支障のない日とする。
(教育相談、特別支援関係については、随時)

手続きの流れ

関係資料は、山梨県総合教育センター・ホームページの〈指導主事等派遣〉からダウンロードしてください。

① 派遣希望者は、事前協議のために「**講師派遣申込票**」に必要事項を記入し、総合教育センター業務推進へ**メール**で提出する。



② 総合教育センターにおいて派遣申込の内容を検討後、派遣の可否を派遣希望者へ連絡する。派遣希望者は、派遣が可能である旨の連絡を受けた場合、総合教育センター所長宛に、所属長名で「**派遣依頼文書**」を作成し、業務推進へ**メール**で提出する。

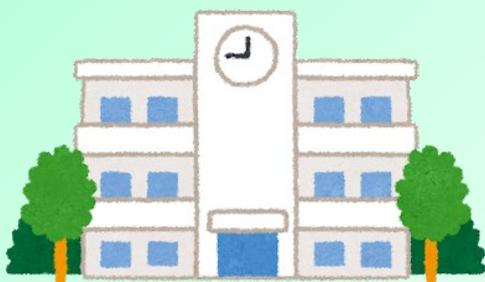
③ 派遣希望者は、**訪問予定日の1週間前までに**、当日の全体日程、研究会等の次第、学習指導案資料等を、訪問予定の指導主事等へ伝える。

講師派遣申込票 メール送信

派遣依頼文書 メール送信

日程、資料等を伝える

gyoumusuishin@kai.ed.jp



～お問い合わせ先～

山梨県総合教育センター
業務推進 学校訪問担当
TEL : 055-262-5587